

平成 年（権）第 号

人 権 侵 害 救 済 申 立 書

第二東京弁護士会 人権擁護委員会 御中

申 立 日

年（平成 年） 月 日

申 立 人	住所	〒 ー
	電 話	()
氏名	(印)	
相 手 方	住所	〒 ー
	電 話	()
名称		
申 立 人 代 理 人	住所	〒 ー
	電 話	()
氏名	(印)	

受 付 日

年（平成 年） 月 日

* 人権侵害を主張する趣旨及び事情を詳しく記入して下さい。

(申立の趣旨)・・・あなたの求める申立についての結論をお書き下さい。

(申立の理由)・・・人権侵害の内容を具体的にご説明下さい。

人権救済申立事件に関して取得した申立人・相手方及びその他当該申立事件に関連する関係者の個人情報、当該事件処理にあたり、申立人・相手方及び関係者の確認、申立人・相手方及び関係者に対する通知・補正・照会等の事務連絡、他弁護士会への申立事件の移送、調査検討の遂行、当会において必要と合理的に判断した関係各機関等第三者に対する照会、調査結果の通知・公表・配布(メディアを含む不特定の第三者に対する公表を含む)などの目的として利用します。

人権救済申立を考えているみなさまへ

【人権救済申立】 人権擁護委員会規則第 19 条

申立につきましては，申立の趣旨及び理由を記載した書面を提出していただきます。別紙「申立書」をご参考の上，事務局までご郵送ください。

【措置決定】 人権擁護委員会規則第 20 条，第 28 条

人権擁護委員会において申立書を受理した後は，委員会において審議を行い処理方法を決定いたします。審議にもとづく措置は以下の 8 つの種類になりますが，決定後ご通知いたします。

- ①不 開 始 ー 調査を開始しないとき
- ②移 送 ー 事件を弁護士会等へ移送するとき
- ③中 止 ー 申立の取下げ，申立人等の死亡又は行方不明等のため，調査が困難又は調査の継続が不相当と認められるとき
- ④不 措 置 ー 調査の結果措置すべき人権侵害の事実が認められないとき
- ⑤助 言 協 力 ー 申立人，被侵害者等に対し，人権侵害の回復又は救済の方法につき助言又は協力をするとき
- ⑥司法的措置 ー 告発，準起訴等の手続きをとり，又は申立人，被害者の行う告訴，告発，準起訴，再審等の手続きに協力するとき
- ⑦勧告・要望 ー 相手方，侵害者，監督者等に対し，人権侵害の救済又は予防につき相当な処置を求めるとき
- ⑧警 告 ー 相手方，侵害者，監督者に対し，委員会の意見を示し反省を求めるとき

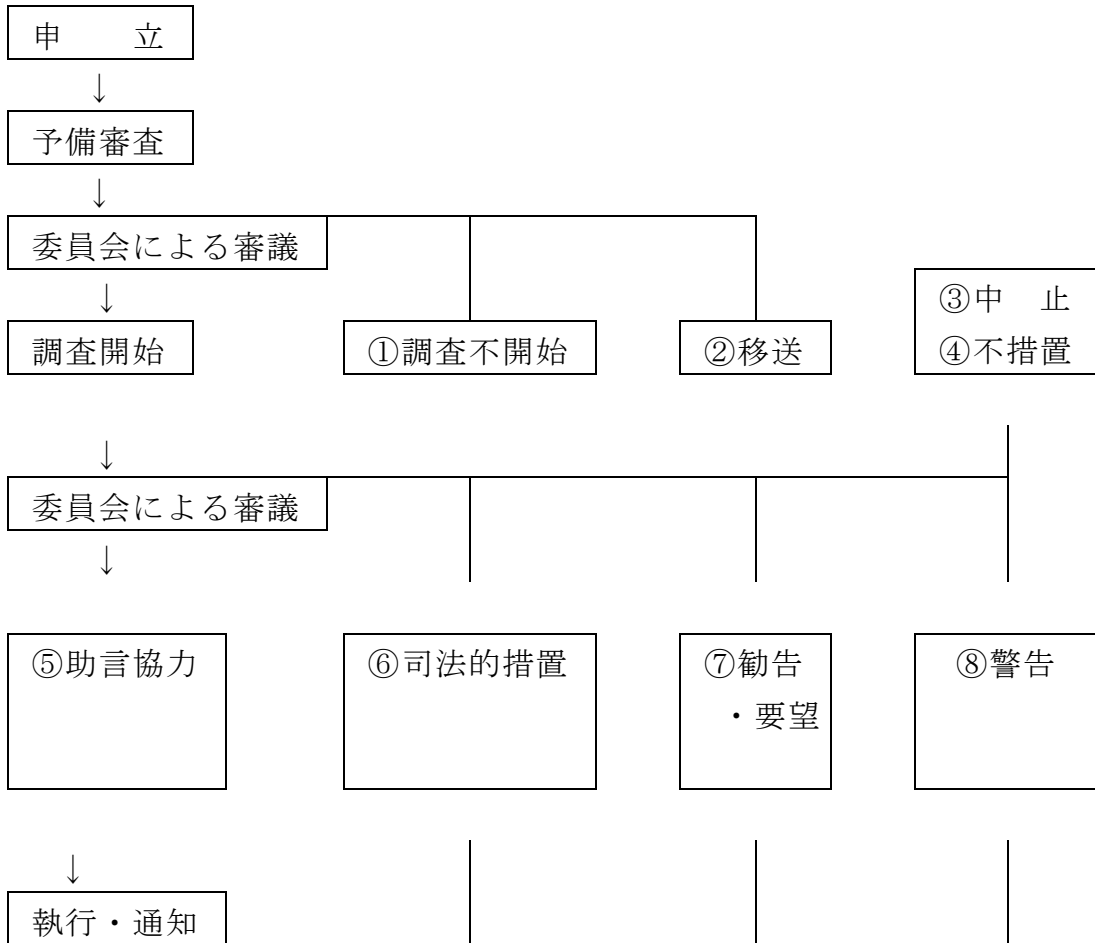
＝お問い合わせ先＝

第二東京弁護士会人権擁護委員会

〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

TEL 03-3581-2257（事務局人権課直通）／ FAX 03-3581-3338

【鳥 瞰 図】



※人権救済申立は以下の団体の人権擁護委員会でも受け付けております。
また、相手方が東京都以外の場合は、該当する他の弁護士会に移送する場合があります。

詳細につきましては書面又はお電話にてお問い合わせください。

- ・ 日本弁護士連合会 弁護士会館 15 階 TEL 03-3580-9841
- ・ 東京弁護士会 弁護士会館 6 階 TEL 03-3581-2201
- ・ 第一東京弁護士会 弁護士会館 11 階 TEL 03-3595-8585

*** 上記住所はいずれも〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3**

・ 法務省人権擁護局

TEL 03-5213-1372